

福井圏域合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福井圏域合併協議会規約第15条の規定に基づき、福井圏域合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、福井市、美山町、越廼村及び清水町（以下「4市町村」という。）の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。ただし、年度の途中で協議会が開設又は廃止される場合はこの限りではない。

3 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、4市町村の長の承認を得なければならない。

(補正予算)

第3条 会長は、協議会に係る予算において補正の必要が生じた場合は、これを調製し、4市町村の長の承認を得なければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表1及び別表2に定める以外の項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局長に協議会の出納員を命ずることができる。

2 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を行う。

(予算の流用及び予備費の充用)

第7条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の属する市、町又は村の例により行うものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、当該年度の末日までに4市町村の長に報告しなければならない。

(出納の閉鎖)

第 8 条 協議会の出納は翌年の 5 月 31 日をもって閉鎖する。

(決算等)

第 9 条 会長は、毎会計年度終了後 3 月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、当該決算書の写しを 4 市町村の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第 10 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、会長の属する市、町又は村の例により、これを行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の文書を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な文書

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、原則として、会長の属する市、町又は村の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 22 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金
3 諸収入	1 諸収入 2 雑入
4 繰越金	1 繰越金

別表 2（第 4 条関係）

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 運営費	1 会議費 2 事務費
2 事業費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費